

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 基本認識

本校では、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。」という基本認識にたち、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。また、HPや便りを通じ、この基本方針を広く公表していく。

【 いじめ防止のための基本姿勢 】 …… 8つのポイント

- ① 道徳教育や特別活動等をとおして、児童同士の好ましい人間関係を築く。
- ② いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す。
- ③ いじめは許さないという自分の意志によって行動がとれるよう指導する。
- ④ いじめを見て見ぬふりはしないよう指導する。
- ⑤ 一人で悩まずに、家族・学校・友だち・関係機関等に相談するよう指導する。
- ⑥ いじめについて考えさせる場を計画的に設ける。
- ⑦ 行事等をとおして、学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。
- ⑧ いじめ解決に向けた、児童の主体的な活動を支援する。

2 いじめの防止のための取組

本校は、児童一人一人が、互いに相手を認め思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

また、分かりやすい授業を実践し、児童に確かな学力の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感及び自己有用感を高め、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の学習の時間には、生命を大切にする心や他人を思いやる心などの道徳性の育成に努める。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導を行い、見て見ぬふりをするのは「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① NGワード運動

「相手のいやがることば、相手をなじることば」等は使わないなど、いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

② お互いを認め合う時間

朝の会、帰りの会等でスピーチや友達同士認め合う時間を設定し、級友との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、友達と接しようとする心情を高める。

③ 「みんな仲良く」の時間

級友のそれぞれの思いを共感する「みんな仲良く」の時間を学級活動に設定する。

④ 「心の教育の日」

11月に「心の教育の日」を位置づけ、道徳の授業参観を実施する。そして生命を大切にする心や他人を思いやる心の育成に努めるとともに、児童の道徳的な判断力や心情、実践意欲や態度が育つよう学校教育活動を工夫する。また、家庭との連携を強化する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

ア 学校行事や清掃活動等での異学年交流の充実

イ 児童の自発的な活動を支える委員会活動・クラブ活動，集会活動の充実
ウ 児童会でいじめを防止することについての主体的な話し合いと取組を推進する。
(標語やポスター等)

エ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学习プリントの工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニング等を行い，自分と他人では思いや考えが違うことに気付き，そんな中に認められる自分が存在することを感じることで自尊感情を育み，明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と，相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。

また，学校行事や児童会活動，総合的な学習の時間や生活科の活動の中に「他者との関わり」を重視した体験活動を設定して，児童の道徳性の育成に資する。

3 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また，ささいな兆候であっても，いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから，早い段階からの確に関わりを持ち，いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにしていく。

そのために，日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。

(1) 早期発見のための手立て

① 「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち，全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行い，児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

② おかしいと感じた児童がいる場合には，職員朝会や生活指導対策委員会等の場において，気付いたことを共有して，より大勢の目で当該児童を見守る。

③ 児童の様子に変化が見られる場合には，教師が積極的に働きかけを行い，児童に安心感をもたせると共に，問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き，問題の早期解決を図る。

④ 「明るい学校生活アンケート」「いじめアンケート」「学校楽しいと」等を年5回以上行い，児童の悩みや人間関係を把握し，いじめゼロの学校づくりを目指す。

⑤ 日頃の学校生活等を振り返る中で，実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進める。

(2) 早期対応

① いじめ問題を認知したときには，学級担任だけで抱え込むことなく，校長以下全ての教職員がいじめを受けた児童への支援やいじめを行った児童への指導などの対応を協議し，的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

② いじめを受けた児童の身の安全を最優先に対応し，学校を挙げて守り抜くことを伝えるとともに，本人や保護者の心情を最大限にくみ取りながら事実関係を明らかにする。また，保護者に対しては，家庭訪問等により丁寧に状況を説明するとともに，学校の対応策を伝えるなど誠意ある対応をする。

③ いじめを行った児童からも事実関係を聴き取り，いじめは絶対許されない行為であることを理解させ，相手の気持ちを踏まえ本心から謝罪するよう，根気強く毅然とした指導をする。また，保護者に対しては，家庭訪問等により丁寧に状況を説明するとともに学校の対応策を伝え協力を求める。

④ 勇気をもっていじめを通報した児童を十分称賛するとともに，プライバシーが守られるよう十分配慮する。

⑤ 傍観者の立場にいる児童たちにも，傍観はいじめているのと同様であるということ及びいじめは他人事ではなく，自分の問題として考えさせ勇気をもって知らせるよう指導する。

(3) 家庭や地域，関係機関と連携した取組

① いじめ問題が起きたときには，関係の家庭と十分に連絡を取り合い，学校側の取組についての情報を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすよう努める。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

② 深刻な事態を招く可能性がある判断される場合は，必要に応じてスクール・サポーターや所轄警察署等と連携を図るほか，出席停止の措置についても検討する。

- ③ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「市いじめ相談」「かごしま教育ホットライン24」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ④ 必要に応じてスクール・カウンセラーや市臨床心理相談員、スクール・ソーシャルワーカーとの連携を図る。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 組織

「生活指導対策委員会」

月1回関係の教職員でいじめや不登校傾向、問題行動等のことなどについて、現状や指導についての情報交換、情報の共有及び共通理解・共通実践等についての話し合いを行うとともに、年間活動を検討・検証し見直しを行う。

<構成員>

校長，教頭，生徒指導主任，学年代表，教育相談係，養護教諭，その他必要に応じて学校評議員や外部関係者等
--

(2) 連携する機関及び連絡先

関係機関	連絡先
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部（少年サポートセンター）	232-7869
鹿児島西警察署	285-0110
明和交番	281-0423
県総合教育センター教育相談課	294-2200
県中央児童相談所	264-3003
鹿児島市子ども福祉課	216-1262

(3) 活動

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間を通じた取組の検討や検証を行い、次年度の計画を作成すること。 ○ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談等） ○ いじめ防止に関すること。 ○ いじめ事案に対する対応に関すること。 ○ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることについて職員研修を行う。 |
|--|

(4) いじめに対する措置

- | |
|--|
| <p>ア いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実の確認を行う。</p> <p>イ いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するためいじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。</p> <p>ウ いじめを受けた児童等が，安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。</p> <p>エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。</p> <p>オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。</p> |
|--|

5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を鹿児島市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 必要に応じ，臨床心理相談員やスクールカウンセラーと連携し，心のケアに努める。
(※ 詳細は，本校「子供の心と体を守るハンドブック」参照)